

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

vol.14

第14回 産業廃棄物排出事業者の責務。委託契約書その2 中級編



LISA

皆さん、こんにちは。前回は契約書そのものに関する規定を勉強しました。今回は、具体的な「契約書記載事項」でしたね。じゃ、先生、お願いします。

はいはい、法定契約書記載事項は、政令と省令で規定されていて、政令は第6条の2第4号、省令は第8条の4の2です。さらに、契約書に関する規定が設けられた平成4年、改正が行われた平成9、12、14、18年に通知が発出されているので、詳しく、正確に知りたい人は参考にしてね。

さて、契約は収集運搬と処分は原則的に別のものでしたね。ただ、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、契約<書>は1本でも構いません。

まず、収集運搬、処分ともに共通する事項は次の8つです。

- ① 産業廃棄物の種類、量
- ② 委託契約有効期間
- ③ 受託者支払金額
- ④ 業許可事業範囲
- ⑤ 適正処理のための必要な情報提供
- ⑥ ⑤の提供情報の変更があった場合の当該情報の伝達方法
- ⑦ 業務終了時の報告
- ⑧ 契約解除時の未処理産業廃棄物の扱い

収集運搬に特有な事項が次の2つ。

- ⑨ 運搬の最終目的所在地（運搬の場合）
- ⑩ 運搬委託で受託者が積替え又は保管を行う場合

処分に特有な事項が次の2つ。

- ⑪ 処分又は再生委託の場合
 - ⑫ 処理後に残渣が発生する場合は、最終処分とその関連条項記載
- あと、関係する人は少ないと思いますが、輸入廃棄物に関する場合は
- ⑬ 輸入廃棄物を扱うときはその情報となります。

BUN



結構ありますねえ。じゃ、一つずついきますか。最初の「① 産業廃棄物の種類、量」ですが、りさは以前から疑問に思っていたことがあります。と、言うのは「契約書はあらかじめ締結しておかなければならぬ」って規定があるでしょ。でも、その時点では、委託する産業廃棄物がどの程度排出されるかわからないことが多いんじゃないですか。

「種類」にしても、最初に勉強した「産業廃棄物 20 種類」の種類ですね。実際問題として、いろんな種類が混在して排出されるケースもありますよね。そういう時はどうしたらいいんですか？



LISA

それは契約書制度がスタートした平成4年8月の通知で「廃棄物が一体不可分に混合している場合にあっては、その廃棄物の種類を明記したうえで、それらの混合物として一括して数量を記載しても差し支えないこと。また数量については原則として、計量等により産業廃棄物の数量を把握し、記載することとするが、廃棄物の種類に応じ、車両台数、容器個数等を併記することなどにより契約当事者双方が了解できる方法により記載することをもって代えることができる」とあります。

なので、「電気掃除機、扇風機」、「2トントラック1台分」のような記載でもよいということですね。

BUN





なるほど。それであれば、なんとかなりそうですね。でも、この「種類と量」は「③受託者支払金額」にも関わってきますよね。量が違えば料金だって違ってくる訳だし。

そうですね。これも「100万円」「200万円」といった絶対額ではなくても、「木くず1トンあたり1万円」や「紙くず4トンダンプ1台あたり2万円」のような記載でもよいとしています。

前述の通知の中に「全ての事項の記載が必要であるが、契約書中における具体的な表現は、法令の趣旨に反しない限り、契約当事者に委ねられていること。」とありますから、脱法的な公序良俗に反するような記述でなければ、相応に弾力的な表現でもよいでしょう。

契約の時点では、「予想量」「予定量」でスタートして、やってみたところ、大きく変わりそうなときは「変更」「訂正」という対応でもいいんじゃないでしょうか。



「② 委託契約有効期間」。これは難しいことは無いですね。

そうかなあ。土木の公共工事の時のように、「平成29年6月1日から平成29年7月31日まで」のようにきっちりと期間を限定する時などは、この期間についてはあまり課題は無いと思うけど、民間企業では「契約内容に変更が無い場合は、さらに1年間同じ内容で契約を更新する」等の更新条項を入れているときも多いでしょ。この「更新条項」付きの時の注意点がいくつかあるよ。



えっ、うちの委託契約はほとんど「更新条項」付きだけど・・・

まず1つめ。これは前回も取り上げたけど、保存期限「5年間」。これは、契約が終了したときからだからね。「更新」している限りは古い契約書をいつまでも保存し続けなくてはならなくなります。

2つめ。相手方の処理業者さん、許可は原則5年間（優良認定業者は7年間）です。契約はそのままで、相手の業者さんの許可が切れたりすると、「無許可業者と契約している」って状態になっちゃうから、相手の許可の有効期限には注意しててね。

3つめ。廃棄物処理法の改正により、法定必須事項が追加されることがあります。追加されたにもかかわらず、その事項が抜け落ちたままになっていると法令違反ってなっちゃうからね。

4つめ。「③受託者支払金額」の関連で、処理料金の「値上げ」や「値下げ」があったのに「更新」という訳にはいかない。この時、料金だけを「別紙」としておく会社もあるようだけど、法定事項を「別紙」にした時は、その「別紙」も契約書の一部と見られますから、保存期限等の規定はその「別紙」にも適用されるようになりますよ。



そうかあ。1年ごとの更新はさすがに煩雑だとしても、5年位の間には契約書は再点検しておいた方がいいみたいですね。じゃ、次。



「④ 業許可事業範囲」以降は、「不適正処理対応」という意味合いがとても大きくなってくる項目なので、ここから以降は次回としましょうか。



○契約書法定記載事項は共通事項8つ、収集運搬特有2つ、処分特有2つ。

○法定事項は抜け落ちがなければ、具体的な表現は「契約当事者に委ねられている」

○「契約有効期間」は「更新」もできるが、「更新」するときは「保存期限」「許可の有効期間」「料金」等注意しなければいけないこともある。

ちょっとひねった
問題に
してみました

今回の 練習問題

/\

○契約書法定記載事項の一つである「産業廃棄物の種類」は、原則的にはどのように記載しておくべきでしょうか？

契約書には「支払金額200万円」として契約したのですが、実際に業務を行ったところ、産業廃棄物の排出量は当初予定よりも大きく下回り、世間相場では80万円位の量となりました。それでも200万円は支払わなければ、廃棄物処理法違反になるでしょうか？

答えは次回の
メルマガで
(^-^)/~

前回の問題の解答

問1、契約書に先立つ「事前通知書」が義務づけられている行為はなんですか？

Q

問2、収集運搬と処分を同じ許可業者に委託します。契約書は「一枚」でもいいでしょうか？

答1、特別管理産業廃棄物の処理を委託する時です。

政令第六条の六と省令第八条の十六に次のように規定されています。

(事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準)

法第十二条の二第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。
(特別管理産業廃棄物の処理の委託に係る通知事項)

第八条の十六　令第六条の六第一号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- 二 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

答2、収集運搬と処分を同じ許可業者に委託場合は、契約書は「一枚」でもかまいません。

法令の規定はあくまでも「契約は収集運搬は排出者と収集運搬業者が、処分は排出者と処分業者が」ということであり、契約書の紙の枚数をとやかく規定しているものではありません。よって、誰と誰が、どういう事項について契約をしているか、が明確であれば、紙の枚数が何枚になろうと、また逆に、複数人が一枚の紙で契約しようと廃棄物処理法で違法ということにはなりません。

ただ、誤解の無いやりかたとして、「収集運搬に関しては甲と乙」「処分に関しては甲と丙」で別葉（別の紙）の契約書にしておいた方がいいでしょうね。